

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 質疑応答集

【H28.3.10作成(H30.3.26更新)】

No.	件名	区分	質問	回答
1	災害復旧事業について	災害復旧	災害復旧事業では変更できるケースが制限されるのか。	災害復旧事業においても、施工条件が当初の想定と異なる場合などは設計変更が可能なケースとなりますが、予算の制度上、国との変更協議が必要となることから、設計変更には時間を要することもあります。 したがって、円滑に工事を進めるためには災害復旧申請時に施工条件を十分に確認することや照査結果に基づき早期に協議を行うことが重要です。
2	ガイドラインの位置付けについて	全般	ガイドラインのとおり全ての事象に対して設計変更しなければならないのか。	設計変更は受発注者間の協議により行われるものですので、全てを変更しなければならないということではありません。 したがって、本ガイドラインは円滑な設計変更を行うためのツールとすることを目的としています。
3	条件明示の手引きについて	条件明示	条件明示のチェックリストは必ず設計書に添付しなければならないのか	条件明示チェックリストが掲載されている「土木工事条件明示の手引き(案)」は発注者が特記仕様書を作成する際や受注者が施工条件を確認する際の参考資料であり、必ずしも設計書に添付しなければならないものではありません。
4	照査チェックリストについて	照査	照査のチェックリストは必ず作成しなければならないのか。	施工前及び施工途中における照査は円滑な設計変更を行うためには特に重要であることから、チェックリストを作成し、内容を確認した上で工事を進める必要がありますので、監督員から特別な指示がない限りは作成してください。
18	照査に伴う設計の誤り発見への対応について	照査	設計図書の照査中に、業務委託の成果品に誤りがあることが発見された場合の対応は。	工事受注者が、速やかにその事実を発注者へ報告してください。 なお、具体的な手続きについては、「土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドライン」(福島県土木部)の6(3)既存設計等の誤りに関する取扱いを参照してください。
5	舗装補修工事の縦横断設計について	照査	土木工事共通仕様書「15-4-3路面切削工」、「15-4-5切削オーバーレイ工」、「15-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれるとあるが、現況の縦横断測量及び現況図面作成は含まれるのか。	現況の縦横断測量及び現況図面の作成は設計照査に含まれておりませんので別途計上してください。 照査に含まれている縦横断測量の成果で縦横断図を作成する場合は図面作成費用を別途計上してください。

H30.3.26追加

H29.4.21修正

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 質疑応答集

【H28.3.10作成(H30.3.26更新)】

No.	件名	区分	質問	回答
6	水替え費用の変更について	水替え	護岸工事において河川本流を仮締切りして低水路部のブロック施工をする際、当初設計では作業時排水であったが、仮締切り内が夜間に水没してしまうと、水替えで10時間以上掛かってしまうため工程上やむを得ず常時排水する必要がある場合は設計変更の対象となるのか。	根拠資料等(締切内への流入量や状況写真)により協議し、発注者が常時排水が必要と判断すれば設計変更の対象となります。
7	水替え費用の変更について	水替え	当初水中ポンプ1台で設計されていたが、ケリ豪雨により現場内が水没したため、水中ポンプを増設して対応を行った。設計変更してもらえないのか。	自然災害時の緊急対応は、所定の設計変更手続きを経なくても、事後に報告、協議を行うことが可能です(工事契約約款第26条)。
8	設計変更の時期について	事務手続き	設計変更について協議したが、回答を得るまでに1ヶ月待たされた。そのため、作業工程が大幅に変更になり、効率の悪い工程となりコスト増となった。協議の回答は早期にお願いしたい。	発注者は作業工程に影響する変更指示は速やかに行う必要があります。また、受注者は打合せ簿に回答希望日を記載して協議することができます。
19	ワンデーレスポンスの実施について	事務手続き	ワンデーレスポンスとは、その言葉通り”即日回答”ではないのですか。	ワンデーレスポンスとは、受注者から質問・協議があった場合、できる限り「その日のうち」に解決するよう努力し、その日のうちに解決出来ない場合でも回答日を予告するなど、次の段取りができるような(現場を待たせないように)何らかの回答を「その日のうちに」にする取組です。
9	交通誘導警備員の資格について	交通誘導警備員	交通誘導警備員Bで設計計上されている交通誘導を有資格者ではなく、共通仕様書で定められている安全講習会等受講者が行った場合、減額変更の対象となってしまうのか。	共通仕様書で定められている安全講習会等受講した者は、無資格者であっても交通誘導警備員Bと同等と見なしますので減額変更の対象とはなりません。
10	設計変更資料の作成について	変更資料作成	設計変更資料を協議により受注者が作成することとした場合、資料作成を依頼した時点で契約変更手続き(軽微な変更手続き)をしなければならないのか。	受注者との協議後、資料作成を依頼する際に、軽微な変更手続きを行ってください。なお、作成したガイドラインp.66の基本フローにより、受注者が作成した変更資料を発注者が確認し、その資料に基づき設計変更する時点で資料作成費用を併せて計上してください。

H30.3.26追加

H28.3.31追加  
H28.7.8修正

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 質疑応答集

【H28.3.10作成(H30.3.26更新)】

No.	件名	区分	質問	回答	
11	構造計算を伴う設計変更資料の作成について	変更資料作成	構造計算を伴う設計変更図面の作成費用も平成28年3月31日27企技第1800号技術管理課長通知により補完業務委託積算基準で計上してよいか。	構造計算を含む場合は、設計業務等標準積算基準により必要な費用を計上し、別途業務委託で発注してください。	H28.3.31追加
12	設計変更資料の費用について	変更資料作成	設計変更資料の費用を計上する際に、現地調査及び照査を計上しないのはなぜか。	現地調査は設計図書の照査(起工測量)に含まれています。また、受注者への依頼内容は図面作成の事務のみであり、作成された図面の照査は監督員の業務であることから、計上する必要はありません。	H28.3.31追加
16	三者協議会の開催について	三者協議会	設計者の <del>の</del> 意図を確認したいため、受注者からの申し出により三者協議を開催することは可能か。	必要に応じて開催することは可能ですので、受注者から監督員に申し出てください。 <b>なお、個別に発注者から設計者へ意図を確認することは時間を要する場合がありますので、三者協議を積極的に活用願います。</b>	H29.3.27追加 H30.3.26修正
13	専門技術管理員不在の場合の対応者について	設計変更三者協議	専門技術管理員が不在の公所における設計変更三者協議は、誰が対応すべきか。また、市町村事業の場合は、誰が対応すべきか。	富岡土木事務所及び港湾建設事務所等特設事務所の場合、次長の対応としてください。その他の土木事務所は、建設事務所の専門技術管理員が対応します。また、市町村事業の場合は、各市町村へ問い合わせ願います。	H28.6.22追加
17	設計変更三者協議の開催について	設計変更三者協議	設計変更について、専門技術管理員を含めて協議を行いたいが、受注者からの申し出により設計変更三者協議を開催することは可能か。	必要に応じて開催することは可能ですので、受注者から監督員や専門技術管理員などに申し出てください。	H29.3.27追加
14	中止期間が複数となる場合の増加費用の計上について	中止時の増加費用	工事中止期間が複数になる場合は、“中止期間毎に積算する”のか、“各中止期間の合計期間に対して積算する”のか。	中止期間、対象額が異なるから、“中止期間毎に積算する”こととします。 なお、標準積算基準適用の判断(3ヶ月以内、3ヶ月を超える)は、中止期間毎にします。	H28.7.8追加
15	中止期間中の機械経費の計上について	中止時の増加費用	工事中止に伴い現場に機械を存置する場合、機械のリース代を計上してよろしいか。	工事中止に伴う搬出費及び再搬出費(重建設機械分解・組立を含む)が存置する費用(リース代等)を上回る場合等、発注者が工事現場に存置することが認められた場合は計上できる。 (ガイドラインp.44参照)	H28.7.8追加